

2020年7月

「ご契約のしおりー約款」の改定について

契約日が2020年7月2日～10月1日となるご契約につきましては、ご契約のしおりおよび特約条項の一部が改定となります。

次ページ以降をぜひご一読・ご確認のうえ、「ご契約のしおりー約款」および保険証券とあわせて保管ください。

改定対象となる特約および改訂ページ一覧

冊子名	作成年月	改定対象となる特約	改訂ページ	
			ご契約のしおり	約款
ザ・らいふ-M	2020年 4月	傷害特約2007	39	128
		条件付保険特約	-	158
		特定高度障害状態不担保特約	-	160

大樹生命保険株式会社
日本生命グループ®

※契約日が2020年7月2日～10月1日となるご契約用

1. ご契約のしおりの〈お支払いの対象となる感染症〉の記載の変更

ご契約のしおりに掲載されている〈お支払いの対象となる感染症〉の記載を、次のとおりとします。

— 〈お支払いの対象となる感染症〉 —

●お支払いの対象となる感染症は、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中次の疾病に限ります。分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因統計分類提要 I CD-10（2013年版）準拠」によるものとします。

- ◆ コレラ
- ◆ 細菌性赤痢^{せきり}
- ◆ シフテリア
- ◆ クリミア・コンゴ出血熱
- ◆ エボラウイルス病
- ◆ 重症急性呼吸器症候群 [SARS]（ただし、病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限り。）
- ◆ 腸チフス
- ◆ 腸管出血性大腸菌感染症
- ◆ 急性灰白髄炎^{かいはくすいえん}
- ◆ マールブルグウイルス病
- ◆ 痘瘡^{とうそう}
- ◆ パラチフスA
- ◆ ペスト
- ◆ ラッサ熱

（注）新型コロナウイルス感染症*は、同感染症が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の一類感染症～三類感染症または指定感染症として定められている期間中に、被保険者が死亡した場合に限り、「お支払いの対象となる感染症」に含めます。

* 「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令」（令和2年政令第11号）第1条に定める新型コロナウイルス感染症をいいます。

2. 特約条項の「別表 対象となる感染症」の改定

特約条項に掲載されている「別表 対象となる感染症」を、次のとおりとします。

別表

対象となる感染症

対象となる感染症とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中次のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」によるものとします。	
分類項目	分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミア・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98.0
マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3
エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群 [SARS]（ただし、病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限り。）	U04
(注) 新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に定める新型コロナウイルス感染症をいいます。）は、同感染症が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第2項、第3項もしくは第4項に感染性の疾病として掲げられている期間中または同条第8項に基づき政令により指定感染症として定められている期間中に、被保険者等が死亡した場合、高度障害状態になった場合または条件付保険特約等が付加された保険契約（特約を含みます。）の支払事由等に該当した場合に限り、「対象となる感染症」に含めるものとします。	

大樹生命保険株式会社

〒100-8123 東京都千代田区大手町2-1-1

TEL:03-6831-8000(大代表)

<https://www.taiju-life.co.jp/>